

平成30年2月6日付け平成30年北海道胆振総合振興局告示第9号

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部庁舎清掃業務

## 入札説明書

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部

この入札説明書は、平成30年2月6日付け平成30年北海道胆振総合振興局告示第9号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道胆振総合振興局長 本間 研一

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

- ① 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所庁舎清掃業務 一式  
建物清掃面積 555.20㎡ 外回り清掃面積 173.30㎡
- ② 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所庁舎清掃業務 一式  
建物清掃面積 688.79㎡ 外回り清掃面積 147.32㎡
- ③ 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所庁舎清掃業務 一式  
建物清掃面積 684.50㎡ 外回り清掃面積 125.60㎡
- ④ 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所庁舎清掃業務 一式  
建物清掃面積 739.35㎡ 外回り清掃面積 173.30㎡
- ⑤ 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部浦河出張所庁舎清掃業務 一式  
建物清掃面積 591.24㎡ 外回り清掃面積 121.83㎡
- ⑥ 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部静内総合治水事務所庁舎清掃業務 一式  
建物清掃面積 318.89㎡ 外回り清掃面積 105.53㎡
- ⑦ 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部厚幌ダム建設事務所庁舎清掃業務 一式  
建物清掃面積 317.30㎡ 外回り清掃面積 81.50㎡

なお、上記①から⑦は、それぞれ個別の契約とするので、それぞれの入札を執行する。

(2) 契約の目的の仕様 契約書(案)による。

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 履行場所

- ① 北海道苫小牧市日の出町2丁目2番7号  
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所庁舎
- ② 北海道虻田郡洞爺湖町高砂町90番地2  
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所庁舎
- ③ 北海道登別市桜木町1丁目1番地  
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所庁舎
- ④ 北海道沙流郡日高町字緑町41番地64  
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所庁舎
- ⑤ 北海道浦河郡浦河町向が丘西2丁目568番地59  
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部浦河出張所庁舎
- ⑥ 北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町4丁目1番18号  
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部静内総合治水事務所庁舎
- ⑦ 北海道勇払郡厚真町新町105番地  
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部厚幌ダム建設事務所庁舎

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う指名競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 北海道内に本店を有し、かつ、胆振総合振興局管内又は日高振興局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 資格審査の申請をする日から過去2年間において、2に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者（経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有する組合にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）に係る契約実績を含む）であること。

#### 4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年2月6日から平成30年2月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558  
北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階  
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課  
電話番号 0143-24-9857

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 5 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

#### 6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階  
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部会議室2

(2) 入札日時 平成30年3月8日（木） 午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

#### 7 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

##### (2) 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 8 送付による入札の可否

認めない。

#### 9 契約書作成の要否

要

#### 10 その他

##### (1) 最低制限価格

この入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定している。

##### (2) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(4) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

イ 所在地 郵便番号 051-8558

北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階

電話番号 0143-24-9857

(7) 前金払

前金払はしない。

(8) 概算払

概算払はしない。

(9) 部分払

部分払はしない。

(10) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) その他

3の(4)に定める事業所等は、3の(1)の資格者名簿に登載されたものであること。

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。